

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年11月14日
【四半期会計期間】	第12期第3四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）
【会社名】	株式会社ヘリオス
【英訳名】	HEALIOS K.K.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長CEO 鍵本 忠尚
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
【電話番号】	03-5962-9440
【事務連絡者氏名】	執行役CFO リチャード・キンケイド
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
【電話番号】	03-5962-9440
【事務連絡者氏名】	執行役CFO リチャード・キンケイド
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第3四半期 連結累計期間	第12期 第3四半期 連結累計期間	第11期
会計期間	自2021年1月1日 至2021年9月30日	自2022年1月1日 至2022年9月30日	自2021年1月1日 至2021年12月31日
売上収益 (第3四半期連結会計期間) (百万円)	30 (11)	30 (8)	41
税引前四半期(当期)損失 (百万円)	3,675	4,269	4,462
親会社の所有者に帰属する四半 期(当期)損失(百万円) (第3四半期連結会計期間)	3,694 (1,803)	3,956 (696)	4,910
親会社の所有者に帰属する四半 期(当期)包括利益(百万円)	4,198	5,362	6,156
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	10,547	4,589	8,639
総資産額(百万円)	26,061	14,919	23,971
基本的1株当たり四半期(当 期)損失(円) (第3四半期連結会計期間)	71.41 (34.85)	71.13 (12.31)	93.36
希薄化後1株当たり四半期(当 期)損失(円)	71.41	71.13	99.51
親会社所有者帰属持分比率 (%)	40.5	30.8	36.0
営業活動によるキャッシュ・フ ロー(百万円)	3,279	3,881	5,089
投資活動によるキャッシュ・フ ロー(百万円)	549	809	736
財務活動によるキャッシュ・フ ロー(百万円)	6,674	3,631	6,988
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	16,791	6,947	15,126

(注) 1. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 上記指標は、国際会計基準(以下「IFRS」という。)により作成した要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、また前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による事業への影響の可能性については、引き続き注視してまいります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

8月に国内での新規陽性者数が26万人を超えた新型コロナウイルスの流行は、その後急速に収束し、9月には政府の「新型コロナウイルスの基本的対処法」が見直され、感染者数の全数把握の簡略化、10月には海外からの入国制限も緩和されました。新たな変異株への対応や、ワクチン接種率の向上などの課題はありますが、経済活動はコロナ前の状況へと戻ってきています。一方で経済全体では、急速な円安の進展により国内の物価が高騰しており、広く国民生活を圧迫する事態となっています。製薬業界においては、新型コロナウイルス治療薬の緊急承認制度の適用を求めた申請が目立ってきました。

再生医療分野では、8月に順天堂大学の研究チームが、iPS細胞から作製された心筋シートを大阪府の施設から輸送し、重症の心不全患者に移植する臨床試験を実施しました。心筋シートを遠隔地に輸送して移植できることが確認されました。

このような状況のもと、当社グループは体性幹細胞再生医薬品分野及びiPSC再生医薬品分野において研究開発を推進しました。

体性幹細胞再生医薬品分野においては、脳梗塞急性期及び急性呼吸窮迫症候群（ARDS）の治療薬の承認取得に向け、それぞれの治験結果に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）と承認申請に向けた協議を継続しています。

iPSC再生医薬品分野においては、遺伝子編集技術により特定機能を強化した他家iPS細胞由来のナチュラルキラー細胞（以下、eNK細胞と言います。）を用いた次世代がん免疫に関する研究を進めており、治験開始を目指してPMDAとの相談を進めています。また、遺伝子編集技術を用いた免疫拒絶のリスクの少ない次世代iPS細胞、ユニバーサルドナーセル（Universal Donor Cell：以下、UDCと言います。）を用いた新たな治療薬の研究や細胞置換を必要とする疾患に対する治療法の研究を進めています。その一環として、9月には、米国のバイオテクノロジー企業、RxCell Inc.と、当社のGMPグレードの商業用iPS細胞株を非独占的に提供するライセンス契約を締結しました。

しかしながら、体性幹細胞再生医薬品分野においては当初見込んでいた申請スケジュールに遅延が発生し、今後の研究活動の継続に向けた事業体制の適正化に向け、経営資源の再配分、固定費削減を中心とした合理化施策の実施、財務基盤の強化を目指した資金調達等に取り組んでいます。2022年8月には、eNK細胞を用いたパイプラインの研究開発に関わる費用を調達するため、第三者割当による新株予約権を発行しました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の経営成績は、売上収益は30百万円（前年同期比0.3%増）、営業損失は4,105百万円（前年同期は3,872百万円の営業損失）、税引前四半期損失は4,269百万円（前年同期は3,675百万円の税引前四半期損失）、親会社の所有者に帰属する四半期損失は3,956百万円（前年同期は3,694百万円の親会社の所有者に帰属する四半期損失）となりました。

(2) 財政状態の状況

資産、負債及び資本の状況

（資産）

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ9,053百万円減少し、14,919百万円となりました。流動資産は8,289百万円減少し、8,140百万円となりました。主な要因は、現金及び現金同等物の減少8,179百万円であります。非流動資産は764百万円減少し、6,779百万円となりました。主な要因は、その他の金融資産の減少765百万円であります。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ5,003百万円減少し、10,324百万円となりました。流動負債は5,396百万円減少し、646百万円となりました。主な要因は、社債及び借入金の減少4,735百万円であります。非流動負債は393百万円増加し、9,678百万円となりました。主な要因は、繰延税金負債の減少316百万円、Saiseiファンドにおける外部投資家持分の増加534百万円、その他の非流動負債の増加189百万円でありま

(資本)

当第3四半期連結会計期間末の資本合計は、前連結会計年度末に比べて4,050百万円減少し、4,595百万円となりました。主な要因は、四半期損失3,957百万円の計上及びその他の資本の構成要素の減少1,406百万円であります。

キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、資金と言います。)は、前連結会計年度末と比べて8,179百万円減少し、6,947百万円となりました。当第3四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は3,881百万円(前年同期は3,279百万円の資金の使用)となりました。これは主に、税引前四半期損失4,269百万円、減価償却費及び償却費283百万円、金融収益276百万円及び金融費用444百万円の計上等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は809百万円(前年同期は549百万円の資金の使用)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出188百万円及び投資有価証券の取得による支出526百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は3,631百万円(前年同期は6,674百万円の資金の獲得)となりました。これは主に、新株予約権付社債の償還による支出5,000百万円及び新株の発行による収入1,117百万円等によるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において新たに発生した優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題はありません。

(6) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間においては、体性幹細胞再生医薬品、iPSC再生医薬品の各分野において、以下のとおり研究開発を推進しました。

当第3四半期連結累計期間における研究開発費の総額は、3,027百万円(前年同期は2,558百万円)です。

体性幹細胞再生医薬品分野

当第3四半期連結累計期間において、体性幹細胞再生医薬品を用いて、日本国内における脳梗塞急性期及びARDSに対する治療薬(開発コード:HLCM051)の開発を進めました。

<炎症>

脳梗塞急性期に対する治療薬の開発においては、有効性及び安全性を検討するプラセボ対照二重盲検第Ⅰ相試験(治験名称:TREASURE試験)を実施しました。2022年3月末にすべての治験登録患者の投与後365日後データの収集が完了し、同年5月に試験データの一部を解析し速報値を公表しました。その結果、主要評価項目は未達となりました。一方で、脳梗塞患者の日常生活における臨床的な改善を示す複数の指標を通じて、全般的に1年後の患者の日常生活自立の向上が示唆されました。データの詳細は、2022年10月にシンガポールで開催された第14回世界脳卒中学会、11月2日に日本で開催された第40回日本神経治療学会学術集会にて、治験医師より発表されました。現在、規制当局と申請に向けた協議を進めております。

ARDSに対する治療薬の開発においては、肺炎を原因疾患としたARDS患者を対象に、有効性及び安全性を検討する第Ⅰ相試験(治験名称:ONE-BRIDGE試験)を実施しました。2021年8月と11月に、ONE-BRIDGE試験におけるHLCM051投与後90日と180日の評価項目のデータの一部を発表し、有効性及び安全性について良好な結果が示されました。これらを経て、3月末にPMDAと承認申請に向けての指導及び助言を受けるための再生医療等製品申請前相談を実施いたしました。その中で、本製品の有効性及び安全性に関する一定の合意は得られたものの、承認申請にあたってはデータ補強が必要との助言を受け、規制当局と協議を進めています。

iPSC再生医薬品分野

当第3四半期連結累計期間において、がん免疫療法（開発コード：HLCN061）、細胞置換療法に関する研究開発を進めました。

<がん免疫>

eNK細胞を用いて、固形がんを対象にしたがん免疫療法の研究を進めています。これまで当社グループが培ってきたiPS細胞を取り扱う技術と遺伝子編集技術を用いることで、殺傷能力を高めたeNK細胞の作製に成功しており、更に大量かつ安定的に作製する製造工程を開発するなど、次世代がん免疫療法を創出すべく自社研究を進めています。神戸医療イノベーションセンター内に、2022年7月、当社の自社管理による細胞加工製造用施設が本稼働し、eNK細胞の治験製品の製造に向けた試作製造に着手いたしました。なお、上記施設にて使用する培養装置の供給元である佐竹マルチミクス株式会社と、2022年10月、培養装置の継続的改良と支援業務に関する資本業務提携契約を締結しました。

現在までの研究の成果としては、国立研究開発法人国立がん研究センターとの共同研究において、複数種類のがん腫に由来するPDX（Patient-Derived Xenograft：患者腫瘍組織移植片）サンプルにより、eNK細胞が認識する特定の分子候補の発現をRNAシーケンシングと免疫染色で確認しています。次のステップとして、PDXを用いてeNK細胞の抗腫瘍効果などの評価を行う予定です。更に、国立大学法人広島大学大学院とeNK細胞を用いた肝細胞がんに対するがん免疫細胞療法に関する共同研究を、兵庫医科大学とeNK細胞を用いた中皮腫に対するがん免疫細胞療法に関する共同研究を進めています。また、自社研究において、eNK細胞が肺がんモデルマウスやヒト肝がんモデルマウスに対して抗腫瘍効果を有すること、生体におけるがんと同様の環境を有している肺がん患者由来のがんオルガノイド*1においても、同様に抗腫瘍効果があることを確認しております。なお、eNK細胞を用いた治験の開始を目指し、PMDAとの相談を開始しています。

*1 生体内の組織・器官に極めて似た特徴を有している3次元的な構造をもつ組織・細胞

<細胞置換>

iPSCプラットフォームとして、遺伝子編集技術を用いた、HLA型に関わりなく免疫拒絶のリスクを低減する次世代iPS細胞、UDCに関する研究を進めております。患者の免疫細胞に認識されにくいiPS細胞を作製することで拒絶反応を抑制し、有効性と安全性を高めた再生医療等製品を開発するための次世代技術プラットフォームの確立を目指しております。現在、UDCの臨床株及びマスターセルバンクが完成し、様々な細胞に分化できる能力を有することの確認など具体的な臨床応用に向けた研究を進めております。細胞治療への応用としては、網膜を構成する細胞の1つで特に光に反応する視細胞に関し、UDCからの分化誘導が可能なことをカナダのバイオベンチャー企業であるSTEMAXONとの共同研究を通じて確認し、疾患動物モデルを用いた評価を進めています。また、国立研究開発法人国立国際医療研究センターと、血糖値に応じてインスリンを生産・分泌し血液中の糖の調整を担う膵臓細胞に関し、UDCからの作製に成功しています。

眼科領域において、iPS細胞由来網膜色素上皮（RPE）細胞（開発コード：HLCR011）を用いた治療法開発に向けて、現在、住友ファーマ株式会社と共同で、2023年3月までの治験開始を目指し準備を進めています。

肝疾患領域において、機能的なヒト臓器をつくり出す3次元臓器（開発コード：HLCLO41）を用いた治療法開発に向けた研究を進めており、2022年4月より、国立大学法人東京大学医科学研究所再生医学分野と、肝疾患に対する肝臓原基*2を用いた治療法の実用化に向け、UDCを用いた肝臓原基の製造法確立を目的とした共同研究を開始しました。

*2 肝臓の基となる立体的な肝臓の原基。肝細胞に分化する前の肝前駆細胞を、細胞同士をつなぐ働きを持つ間葉系細胞と、血管をつくり出す血管内皮細胞に混合して培養することで形成されます。

なお、当社グループは医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

以下の表は、当第3四半期連結会計期間末現在の当社グループの開発品並びにその適応症、市場、開発段階及び進捗状況を示しております。

< 体性幹細胞再生医薬品分野 >

	開発コード	対象疾患	細胞技術	地域	創薬	前臨床	臨床	備考
炎症	HLCM051	脳梗塞急性期	骨髄由来 間葉系幹細胞	日本				第II/III相試験 先駆け審査指定
	HLCM051	急性呼吸窮迫 症候群	骨髄由来 間葉系幹細胞	日本				第II相試験 希少疾病用再生医薬品等製品指定

< iPSC再生医薬品分野 >

	開発コード	対象疾患	細胞技術	地域	創薬	前臨床	臨床	備考
がん免疫	HLCN061	固形がん	eNK*細胞	グローバル				
	-		CAR-eNK*細胞	グローバル				
細胞置換	HLCR011	加齢黄斑変性	RPE細胞(*)	日本				
	-	網膜疾患	UDC由来 視細胞・RPE細胞	グローバル				
	HLCLO41	代謝性肝疾患 その他肝疾患	肝臓原基	グローバル				
	-	糖尿病	UDC由来 膵臓β細胞	グローバル				

(*) Retinal Pigment Epithelium : 網膜色素上皮細胞

(7) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、主に要員の最適化のための希望退職者募集の実施により、当社従業員数は前連結会計年度末に比べ31名減少しております。

3【経営上の重要な契約等】

(1) 再生医薬品分野に関する重要な契約

相手方の名称	契約名称	契約締結日	契約期間	主な契約内容
RxCell Inc.	License Agreement	2022年9月21日	期限の定めなし	<ul style="list-style-type: none"> ・RxCell社が網膜前駆細胞、神経細胞、その他当社と競合しない特定の3種類の細胞を作製・販売するために、当社のGMPグレードの商業用iPS細胞株の一つを提供し非独占的に使用する権利を許諾する。 ・許諾の対価として、当社は契約締結時に一時金として50万米ドルを受け取るとともに、将来的に一定の実施料を受け取る。

(2) その他重要な契約

相手方の名称	契約名称	契約締結日	契約期間	主な契約内容
野村證券株式会社	第18回新株予約権買取契約証書	2022年7月28日	期限の定めなし	<ul style="list-style-type: none"> ・野村證券株式会社に対し、第三者割当により行使価額修正条項付新株予約権を発行した。 ・新株予約権行使可能期間は、2022年8月4日から2025年8月4日まで。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	134,708,000
計	134,708,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年11月14日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	59,072,900	60,624,200	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	59,072,900	60,624,200	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2022年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第18回新株予約権

決議年月日	2022年7月12日
新株予約権の数(個)	82,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)2	普通株式 8,200,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2、(注)3
新株予約権の行使期間 (注)4	自 2022年8月4日 至 2025年8月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

新株予約権の発行時(2022年8月3日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 2022年8月4日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が240円(ただし、(注)4(1)乃至(5)による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(2) 上記(1)により行使価額が修正される場合には、当社は、払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

2. (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式8,200,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、下記(2)乃至(5)により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が(注)4の規定に従って行使価額((注)3(1)号に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)4に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(3) 上記(2)の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

(4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)4(2)、(4)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、(注)4(2)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- 3.(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 行使価額は、当初359円とする。ただし、行使価額は、(注)1又は(注)4に従い、修正又は調整されることがある。
- 4.(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(下記(3)に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(下記(3)に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に上記又はによる行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(下記(3)に定義する。以下同じ。)が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(下記(3)に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本(2)又は下記(4)と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

- () 当該取得請求権付株式等に関し、上記による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして上記の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- () 当該取得請求権付株式等に関し、上記又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

上記乃至の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会又は取締役会決議の委任に基づく執行役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

上記乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、上記乃至の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び上記(2)において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日（ただし、上記(2)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び上記(2)において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、上記(2)又は下記(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

上記(2)において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（上記(2)における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

上記(2)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (上記(2) においては) 当該行使価額の調整前に、上記(2)又は下記(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (上記(2) においては) 当該行使価額の調整前に、上記(2)又は下記(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- (4) 上記(2)で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得、又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) (注)4の他の規定にかかわらず、(注)4に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)1(1)に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

- (6) 上記(1)乃至(5)により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、上記(2) の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会が不要な場合は、取締役会又は取締役会の委任に基づく執行役員)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第3四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次のとおり行使されております。

第18回新株予約権

	第3四半期会計期間 (2022年7月1日から 2022年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	39,200
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	3,920,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	286.0
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	1,121
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	39,200
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	3,920,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	286.0
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	1,121

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2022年7月1日～ 2022年9月30日(注)1	3,925,000	59,072,900	564	4,006	564	4,005

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 当社は、2019年7月、新規シーズ導入及びパイプライン開発に係る費用、バイオ領域投資に特化したファンド(以下「本ファンド」という。)の新規設立費用及び出資約束金並びに運転資金のための資金の確保を目的とし、海外募集による新株式1,948,100株及び2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)50億円を発行して資金調達(以下「本資金調達」という。)を行いました。このうち、本ファンドの新規設立費用及び出資約束金に係る支出予定時期については、当社の本ファンドに対する出資約束金が2021年12月末までに本資金調達決定時の想定である25億円に満たなかったことから、引き続き2022年12月末までに充当することとしておりました。一方、本新株予約権の行使請求期間の末日である2022年7月12日までに本新株予約権の行使が行われず、本新株予約権付社債について株式への転換が行われなかったため、当初本ファンドの新規設立費用及び出資約束金に充当する予定であった約25億円のうち未充当の約12億円を本社債の償還資金に充当することといたしました。なお、本社債の償還資金の総額50億円のうち残りの約38億円については手元資金から充当することといたしました。このため、本資金調達の資金使途に関しまして、以下のとおり変更しております。

(変更前)

具体的な使途	金額	支出予定時期
新規シーズ導入及びパイプライン開発に係る費用	約35億円	2020年12月までに
本ファンドの新規設立費用及び出資約束金(注)	約25億円	2021年12月までに
運転資金	約16億円	2020年12月までに
合計	約76億円	

(注)本ファンドが想定どおりに設立されない場合には、全額又は一部を上記の費用に充当する予定です。

(変更後)

具体的な使途	金額	支出予定時期
新規シーズ導入及びパイプライン開発に係る費用	約35億円	<u>2021年12月までに</u>
本ファンドの新規設立費用及び出資約束金	約13億円	<u>2022年12月までに</u>
運転資金	約16億円	2020年12月までに
<u>本社債の償還資金</u>	約12億円	<u>2022年7月までに</u>
合計	約76億円	

(注)変更箇所に下線を付しております。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2022年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 55,115,000	551,150	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 32,700	-	-
発行済株式総数	55,147,900	-	-
総株主の議決権	-	551,150	-

【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ヘリオス	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下、「IAS第34号」）に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2022年1月1日から2022年9月30日まで）の要約四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【要約四半期連結財務諸表】

(1)【要約四半期連結財政状態計算書】

	注記	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当第3四半期 連結会計期間 (2022年9月30日)
		百万円	百万円
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		15,126	6,947
営業債権及びその他の債権		400	185
その他の流動資産		903	1,007
流動資産合計		16,429	8,140
非流動資産			
有形固定資産		719	781
使用権資産		432	327
無形資産		3,946	3,994
持分法で会計処理されている投資		153	157
その他の金融資産	10	2,280	1,515
その他の非流動資産		12	5
非流動資産合計		7,543	6,779
資産合計		23,971	14,919

	注記	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当第3四半期 連結会計期間 (2022年9月30日)
		百万円	百万円
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		359	158
未払法人所得税等		57	36
社債及び借入金	6,10	4,735	-
リース負債		125	137
引当金		-	27
その他の金融負債	10	183	8
その他の流動負債		583	280
流動負債合計		6,042	646
非流動負債			
社債及び借入金	6,10	6,817	6,869
リース負債		279	157
引当金		78	52
繰延税金負債		1,171	854
Saiseiファンドにおける外部投資家持分		268	801
その他の金融負債	10	168	250
その他の非流動負債		504	693
非流動負債合計		9,284	9,678
負債合計		15,326	10,324
資本			
資本金	7	6,179	4,006
資本剰余金	7	6,569	4,579
自己株式		1	1
その他の資本の構成要素		1,417	2,823
利益剰余金	7	2,692	1,173
親会社の所有者に帰属する持分合計		8,639	4,589
非支配持分		6	6
資本合計		8,645	4,595
負債及び資本合計		23,971	14,919

(2) 【要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

【要約四半期連結損益計算書】

	注記	前第3四半期連結累計期間	当第3四半期連結累計期間
		(自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
		百万円	百万円
売上収益	8	30	30
売上原価		-	-
売上総利益		30	30
研究開発費		2,558	3,027
販売費及び一般管理費		1,342	1,085
その他の収益		2	7
その他の費用		4	31
営業損失()		3,872	4,105
金融収益		715	276
金融費用		516	444
持分法による投資利益又は損失()		2	4
税引前四半期損失()		3,675	4,269
法人所得税費用		20	312
四半期損失()		3,695	3,957
四半期損失の帰属			
親会社の所有者		3,694	3,956
非支配持分		1	1
四半期損失()		3,695	3,957
1株当たり四半期損失			
基本的1株当たり四半期損失()(円)	9	71.41	71.13
希薄化後1株当たり四半期損失()(円)	9	71.41	71.13

【要約四半期連結包括利益計算書】

注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
	百万円	百万円
四半期損失()	3,695	3,957
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	526	1,514
純損益に振り替えられることのない項目合計	526	1,514
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	23	108
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	23	108
税引後その他の包括利益	503	1,406
四半期包括利益	4,198	5,362
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	4,198	5,362
非支配持分	1	1
四半期包括利益	4,198	5,362

【第3四半期連結会計期間】

【要約四半期連結損益計算書】

注記	前第3四半期連結会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)	
	百万円	百万円	
売上収益	11	8	
売上原価	-	-	
売上総利益	11	8	
研究開発費	1,018	690	
販売費及び一般管理費	424	349	
その他の収益	2	6	
その他の費用	-	16	
営業損失()	1,429	1,041	
金融収益	0	115	
金融費用	439	130	
持分法による投資損失()	1	1	
税引前四半期損失()	1,868	1,056	
法人所得税費用	65	359	
四半期損失()	1,803	696	
四半期損失の帰属			
親会社の所有者	1,803	696	
非支配持分	0	0	
四半期損失()	1,803	696	
1株当たり四半期損失			
基本的1株当たり四半期損失()(円)	9	34.85	12.31
希薄化後1株当たり四半期損失()(円)	9	34.85	12.31

【要約四半期連結包括利益計算書】

注記	前第3四半期連結会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)
	百万円	百万円
四半期損失()	1,803	696
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	169	405
純損益に振り替えられることのない項目合計	169	405
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	4	33
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	4	33
税引後その他の包括利益	165	371
四半期包括利益	1,968	1,068
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	1,968	1,068
非支配持分	0	0
四半期包括利益	1,968	1,068

(3) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第3四半期連結累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素				
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の換算差額
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2021年1月1日時点の残高	4,991	5,243	0	161	11
四半期損失()	-	-	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	526	23
四半期包括利益合計	-	-	-	526	23
減資	7	2,217	2,217	-	-
欠損填補	7	-	4,434	-	-
新株の発行	7	3,391	3,361	-	-
新株の発行(新株予約権の行使)		8	5	-	-
新株予約権の失効		-	1	-	-
株式に基づく報酬取引		-	135	-	-
所有者との取引額等合計		1,182	1,284	-	-
2021年9月30日時点の残高		6,173	6,527	687	12

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素			非支配持分	合計
	利益剰余金	合計			
	百万円	百万円	百万円		
2021年1月1日時点の残高	172	2,218	7,844	7	7,851
四半期損失()	-	3,694	3,694	1	3,695
その他の包括利益	503	-	503	-	503
四半期包括利益合計	503	3,694	4,198	1	4,198
減資	7	-	-	-	-
欠損填補	7	-	4,434	-	-
新株の発行	7	-	-	-	6,753
新株の発行(新株予約権の行使)		-	13	-	13
新株予約権の失効		-	1	-	-
株式に基づく報酬取引		-	135	-	135
所有者との取引額等合計		-	4,435	-	6,901
2021年9月30日時点の残高		675	1,477	10,547	7

当第3四半期連結累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素				
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の換算差額
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2022年1月1日時点の残高	6,179	6,569	1	1,426	9
四半期損失()	-	-	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	1,514	108
四半期包括利益合計	-	-	-	1,514	108
減資	7	2,736	-	-	-
欠損填補	7	-	5,473	-	-
新株の発行(新株予約権の行使)	7	564	558	-	-
新株予約権の失効	-	-	2	-	-
株式に基づく報酬取引	-	-	191	-	-
所有者との取引額等合計	2,172	1,990	-	-	-
2022年9月30日時点の残高	4,006	4,579	1	2,940	117

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素		合計	非支配持分	合計
	合計	利益剰余金			
	百万円	百万円			
2022年1月1日時点の残高	1,417	2,692	8,639	6	8,645
四半期損失()	-	3,956	3,956	1	3,957
その他の包括利益	1,406	-	1,406	-	1,406
四半期包括利益合計	1,406	3,956	5,362	1	5,362
減資	7	-	-	-	-
欠損填補	7	-	5,473	-	-
新株の発行(新株予約権の行使)	7	-	1,122	-	1,122
新株予約権の失効	-	-	2	-	-
株式に基づく報酬取引	-	-	191	-	191
所有者との取引額等合計	-	5,475	1,312	-	1,312
2022年9月30日時点の残高	2,823	1,173	4,589	6	4,595

(4)【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期損失()	3,675	4,269
減価償却費及び償却費	195	283
金融収益	715	276
金融費用	516	444
持分法による投資損益(は益)	2	4
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)	53	235
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)	303	254
その他の流動資産の増減額(は増加)	19	113
その他の流動負債の増減額(は減少)	15	88
その他の金融負債の増減額(は減少)	100	83
その他	129	158
小計	3,203	3,801
利息の受取額	0	0
利息の支払額	70	73
法人所得税の支払額	6	7
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,279	3,881
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	272	188
無形資産の取得による支出	7	55
投資有価証券の取得による支出	269	526
敷金及び保証金の差入による支出	-	40
投資活動によるキャッシュ・フロー	549	809
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース負債の返済による支出	92	149
新株予約権付社債の償還による支出	6	5,000
新株の発行による収入	6,769	1,117
新株予約権の発行による収入	-	3
新株予約権の発行による支出	3	-
Saiseiファンドにおける外部投資家からの 払込による収入	-	399
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,674	3,631
現金及び現金同等物に係る換算差額	21	142
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,868	8,179
現金及び現金同等物の期首残高	13,923	15,126
現金及び現金同等物の四半期末残高	16,791	6,947

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社ヘリオス（以下「当社」という。）は日本に所在する株式会社であります。その登記されている本社及び主要な事業所の住所は当社のウェブサイト（<https://www.healios.co.jp/>）で開示しております。2022年9月30日に終了する当社の要約四半期連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）、並びに当社の共同支配企業に対する持分により構成されております。当社グループは医薬品事業を行っており、体性幹細胞再生医薬品分野、及びiPS細胞に関連する技術を活用した再生医療等製品（iPSC再生医薬品）の研究・開発・製造を行うiPSC再生医薬品分野において事業を推進しております。

2. 作成の基礎

(1) 要約四半期連結財務諸表がIFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

要約四半期連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

(2) 測定の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要な会計方針

当社グループの要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

当社グループが行った要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. 事業セグメント

当社グループは医薬品事業のみの単一セグメントのため、記載を省略しております。

6. 社債

当第3四半期連結累計期間において、ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債5,000百万円（利率-%、償還期限2022年7月）を償還しております。

7. 資本金及びその他の資本項目

前第3四半期連結累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)

当社は、2021年3月26日開催の当社第10回定時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について承認可決され、2021年3月31日にその効力が発生しております。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金の額2,217百万円及び資本準備金の額2,217百万円を減少し、これらの合計額4,434百万円をその他資本剰余金に振り替えるものです。

(2) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金4,434百万円を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損補填に充当するものです。

また、2021年9月30日を払込期日とする海外募集による新株式の発行により、3,300,000株の新株を発行し、資本金が3,391百万円、資本剰余金が3,361百万円それぞれ増加しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)

当社は、2022年3月25日開催の当社第11回定時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について承認可決され、2022年3月31日にその効力が発生しております。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金の額2,736百万円及び資本準備金の額2,736百万円を減少し、これらの合計額5,473百万円をその他資本剰余金に振り替えるものです。

(2) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金5,473百万円を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損補填に充当するものです。

また、当社は2022年8月3日付発行の第18回新株予約権(行使価額修正条項付)について権利行使を受けております。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金及び資本剰余金がそれぞれ564百万円増加しております。

8. 売上収益

収益の分解

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間における収益の内訳は以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
	百万円	百万円
契約一時金及びマイルストーン収入	21	21
その他	10	10
合計	30	30

9. 1 株当たり利益

基本的1株当たり四半期損失及び希薄化後1株当たり四半期損失は、次の情報に基づいて算定しています。

(1) 基本的1株当たり四半期損失の算定上の基礎

	前第3四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期損失()(百万円)	3,694	3,956
親会社の普通株主に帰属しない四半期利益(百万円)	-	-
基本的1株当たり四半期利益の計算に用いる親会社の所有者に帰属する四半期損失()(百万円)	3,694	3,956
発行済普通株式の加重平均株式数(株)	51,731,967	55,618,961
基本的1株当たり四半期損失()(円)	71.41	71.13

	前第3四半期連結会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期損失()(百万円)	1,803	696
親会社の普通株主に帰属しない四半期利益(百万円)	-	-
基本的1株当たり四半期利益の計算に用いる親会社の所有者に帰属する四半期損失()(百万円)	1,803	696
発行済普通株式の加重平均株式数(株)	51,722,492	56,546,265
基本的1株当たり四半期損失()(円)	34.85	12.31

(2) 希薄化後1株当たり四半期損失の算定上の基礎

	前第3四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期損失()(百万円)	3,694	3,956
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に用いる四半期利益調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に用いる親会社の所有者に帰属する四半期損失()(百万円)	3,694	3,956
発行済普通株式の加重平均普通株式数(株)	51,731,967	55,618,961
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いる普通株式の増加数 新株予約権(株)	-	-
希薄化効果調整後の加重平均普通株式数(株)	51,731,967	55,618,961
希薄化後1株当たり四半期損失()(円)	71.41	71.13

逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり四半期損失の算定に含めなかった金融商品の概要

新株予約権4種類(新株予約権の数6,632個(普通株式663,200株))及び転換社債型新株予約権付社債2種類(券面総額9,000百万円)

新株予約権2種類(新株予約権の数47,891個(普通株式4,789,100株))及び転換社債型新株予約権付社債2種類(券面総額9,000百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期損失() (百万円)	1,803	696
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に用いる四半期利益調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に用いる親会社の所有者に帰属する四半期損失() (百万円)	1,803	696
発行済普通株式の加重平均普通株式数(株)	51,722,492	56,546,265
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いる普通株式の増加数		
新株予約権(株)	-	-
希薄化効果調整後の加重平均普通株式数(株)	51,722,492	56,546,265
希薄化後1株当たり四半期損失() (円)	34.85	12.31
逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり四半期損失の算定に含めなかった金融商品の概要	新株予約権7種類(新株予約権の数8,978個(普通株式897,800株))及び転換社債型新株予約権付社債2種類(券面総額9,000百万円)	新株予約権2種類(新株予約権の数47,891個(普通株式4,789,100株))及び転換社債型新株予約権付社債2種類(券面総額9,000百万円)

10. 金融商品の公正価値

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

(1) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（Saiseiファンドにおける外部投資家持分）

Saiseiファンドにおける外部投資家持分については、当該帳簿価額を同ファンドを清算したと仮定した場合の外部投資家に帰属する持分の金額としており、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（その他の金融資産、その他の金融負債）

上場株式の公正価値については、期末日（当第3四半期連結会計期間においては、第3四半期連結会計期間末日）の市場価格によって算定しております。

新株予約権の公正価値については、株式の市場価格、ヒストリカル・ボラティリティ等を考慮したブラック・ショールズモデルを用いて算定し、その他の金融資産として表示しております。

非上場株式の公正価値については、直近の取引価格に基づく評価技法により測定しております。

敷金及び保証金については、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値によっております。

一部の転換社債型新株予約権付社債の新株予約権相当額及び新株予約権（行使価額修正条項付）については、株式の市場価格、ヒストリカル・ボラティリティ等を考慮したモンテカルロ・シミュレーションを用いて算定し、その他の金融負債として表示しております。

その他の金融負債（デリバティブを除く）については、当社グループが新規に同様の条件で借入を行う場合の利率を使用した割引キャッシュ・フロー法により算定しております。

（社債及び借入金）

社債については、当社グループが新規に同様の条件で借入を行う場合の利率を使用した割引キャッシュ・フロー法により算定しております。

全ての借入金は変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(2) 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (2022年9月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：				
償却原価で測定する金融資産				
その他の金融資産				
敷金及び保証金	101	101	141	141
合計	101	101	141	141
負債：				
償却原価で測定する金融負債				
社債及び借入金				
社債	8,552	8,816	3,869	3,878
借入金	3,000	3,000	3,000	3,000
その他の金融負債 (デリバティブを除く)	168	156	250	220
合計	11,719	11,972	7,120	7,098

(注) 社債及び借入金、その他の金融負債(デリバティブを除く)の公正価値はレベル2に分類しております。

(3) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

前連結会計年度(2021年12月31日)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
デリバティブ	-	-	53	53
資本性金融商品	-	-	438	438
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
資本性金融商品	1,688	-	-	1,688
合計	1,688	-	491	2,180
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債				
デリバティブ	-	-	183	183
合計	-	-	183	183

当第3四半期連結会計期間(2022年9月30日)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
デリバティブ	-	-	0	0
資本性金融商品	-	-	1,199	1,199
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
資本性金融商品	175	-	-	175
合計	175	-	1,199	1,374
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債				
デリバティブ	-	-	8	8
合計	-	-	8	8

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。前連結会計年度及び当第3四半期連結会計期間において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

(4) レベル3に分類された金融商品の公正価値測定に関する情報

レベル3に分類された金融商品の評価技法及び重要な観察可能でないインプットは以下のとおりであります。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産のうち、デリバティブは当社グループが保有する新株予約権であり、株式の市場価格、ヒストリカル・ボラティリティ等を考慮したブラック・ショールズモデルを用いて算定しております。重要な観察可能でないインプットはヒストリカル・ボラティリティ(前連結会計年度67.0%~79.6%、当第3四半期連結会計期間110.0%)であり、ヒストリカル・ボラティリティが上昇(下落)した場合、公正価値は増加(減少)します。また、資本性金融商品は非上場株式であり、直近の取引価格に基づく評価技法により公正価値を算定しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債のうち、前連結会計年度の残高は一部の転換社債型新株予約権付社債の新株予約権相当額であり、株式の市場価格、ヒストリカル・ボラティリティ等を考慮したモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。重要な観察可能でないインプットはヒストリカル・ボラティリティ(前連結会計年度52.7%)であり、ヒストリカル・ボラティリティが上昇(下落)した場合、公正価値は増加(減少)します。また、当第3四半期連結会計期間の残高は新株予約権(行使価額修正条項付)であり、株式の市場価格、ヒストリカル・ボラティリティ等を考慮したモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。重要な観察可能でないインプットはヒストリカル・ボラティリティ(当第3四半期連結会計期間71.7%)であり、ヒストリカル・ボラティリティが上昇(下落)した場合、公正価値は増加(減少)します。

レベル3の金融商品に係る公正価値の測定は、関連する社内規程に従い実施しております。公正価値の測定に際しては、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いております。

(5) レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品の期首から期末までの変動は以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
	百万円	百万円
資産：		
期首残高	-	491
利得及び損失合計		
純損益に含まれている利得及び損失(注)	82	20
取得	532	526
その他	-	162
期末残高	450	1,199
報告期間末に保有している資産について純損益に計上 された当期の未実現損益の変動	82	20

	前第3四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
	百万円	百万円
負債：		
期首残高	1,803	183
利得及び損失合計		
純損益に含まれている利得及び損失(注)	715	182
発行	-	14
行使	-	6
期末残高	1,088	8
報告期間末に保有している負債について純損益に計上 された当期の未実現損益の変動	715	182

(注) 純損益に含まれている利得及び損失は、決算日時点の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債に関するものであります。この利得及び損失は要約四半期連結損益計算書の金融収益及び金融費用に含まれております。

(6) 当初認識時点の公正価値と取引価格の差額

活発な市場で取引されていない以下のデリバティブは米国Athersys, Inc. (以下「アサシス社」という。)の新株予約権であり、(1)及び(4)に記載のとおり、公正価値をブラック・ショールズモデルを用いて算定しております。

新株予約権の取引価格はアサシス社とその他の取引条件を考慮して決定されており、上記の評価技法を用いて算定された当初認識時における公正価値と取引価格に差異が生じております。

期首及び期末において純損益に認識されていない差異の総額及び当該差異残高の変動の調整は以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
	百万円	百万円
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
その他の金融資産		
デリバティブ		
期首残高	-	262
取得	262	-
期末残高	262	262

11. 後発事象

(資本業務提携の契約)

当社は、2022年10月18日付の執行役員会において、佐竹マルチミクス株式会社（以下「佐竹マルチミクス」という。）に対して第三者割当の方式により新株式（以下「本新株式」という。）を発行すること（以下「本第三者割当」という。）、及び佐竹マルチミクスとの間で資本業務提携契約を締結すること（以下「本資本業務提携」という。）を決議し、本資本業務提携についての契約を締結しました。なお、本第三者割当の払込は2022年11月7日に完了しております。

(1) 資本提携の内容

当社は、本資本業務提携に伴い、佐竹マルチミクスに対して約1億円相当の当社普通株式を割り当てました。概要は以下のとおりです。

払込日	2022年11月7日
発行新株式数	301,300株
発行価額	当社普通株式1株当たり332円
調達資金の額	95,031,600円（注）
資本組入額の総額	上記「調達資金の額」欄の記載に従って算出される金額を2で除した金額（1円未満端数切上げ）とします。
割当先	佐竹マルチミクス

（注）調達資金の額は、本新株式に係る払込金額の総額から、本新株式に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

(2) 業務提携の内容

当社が開発する、eNK[®]細胞を用いた再生医療等製品の製造に利用するための佐竹マルチミクスの培養装置の改良に向けた検討を行うことを目的とします。かかる目的を達成するため、佐竹マルチミクスは、生産培養装置カスタマイズ全般及びそれに付随する支援業務を分担し、当社は、eNK[®]細胞の生産培養条件等に関する情報提供並びに培養評価を分担します。業務提携期間は、2023年9月30日までを当面の予定としております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月10日

株式会社ヘリオス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久世 浩一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松永 一郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヘリオスの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2022年1月1日から2022年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社ヘリオス及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。